

(兵庫県告示第 1354 号)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項に基づき、まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 3 管理年度における数量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 2 年 1 2 月 2 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

法第 16 条第 1 項の知事管理漁獲可能量は次の表に掲げるとおりとする。

特定水産資源	管理区分	知事管理漁獲可能量
まあじ	兵庫県まあじ漁業	現行水準
まいわし対馬暖流系群	兵庫県まいわし漁業	現行水準